

指名停止中の事業者一覧

法人名	法人番号	住所	指名停止期間			該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPPO	9010001034987	東京都中央区京橋一丁目19番11号	令和7年4月11日	令和7年7月18日	3ヶ月2週間	不正又は不誠実な行為	受注した東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、貴社へアスファルト合材を出荷していた系列プラントにおいては、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。また当該事業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。また、系列プラントとの間の契約書に基づき品質管理義務を果たしておらず、今後も不適切な社内体制により不正合材の見逃しをする可能性があり、業務に関し不正不誠実であって契約の相手方として不適当であるため。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽一丁目7番27号	令和7年4月11日	令和7年7月10日	3ヶ月	不正又は不誠実な行為	受注した北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用して工事を行っていたことが判明した。また、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事においては、当該工事受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において「再生アスファルト合材」を使用し、かつ製造した「再生アスファルト合材」の出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで当該工事受注者へ出荷していたことが判明した。今後の受注工事においても今回同様の不適切な社内体制により、契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を容認する可能性があり、業務に関し不正不誠実であって契約の相手方として不適当であるため。